

第 2 回 第 2 農地部 会議事録

日 時 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 棕下 保・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 かつ子・23 片岡 眞郁

以上 1 0 名

欠席部会委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号規定による届出について
- 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (所有権移転)
- 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (賃貸借権)
- 報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第2回第2農地部会を開会させていただきます。
議事録署名者を指名させていただきます。14番 宮本政春委員、16番 中谷秀也委員、よろしくをお願いします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは、報告案件の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から6で、件数は6件、合計面積は8,339㎡で、その内訳は田が5,544㎡、畑が2,795㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から12で、件数は12件、合計面積は42,613.04㎡で、その内訳は田が32,755㎡、畑が9,858.04㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1 一般個人住宅用地
でございます。
以上、件数は1件、合計面積は畑で160㎡でございます。

7ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権

移転)でございます。

番号1 進入用道路
でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で16,60㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)でございます。

番号1 駐車場用地
でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で658㎡でございます。

9ページをお願いします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で236㎡、取得年月日は平成8年6月4日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は田で489㎡、取得年月日は平成10年10月31日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は田で161㎡、取得年月日は平成10年12月1日でございます。

これらの案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は3件、合計面積は886㎡、このうち田が650㎡、畑が236㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、
でございます。

番号1、地区 榊原、受人 _____、面積 10,513㎡、渡人 _____、面積 1,755㎡、申請地 榊原町丸ヶ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,309㎡。

これにつきましては、受人は、労働不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積 14,210㎡、渡人 _____、面積 4,686㎡、申請地 一志町八太正ヶ瀬 _____、台帳地目・

現況地目とも田、面積 766㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積 23,221㎡、渡人 _____、面積 2,832㎡、申請地 白山町岡口堂谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 463㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 竹原、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4,054㎡、申請地 美杉町竹原字井手添 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 148㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、美杉地域における空き家取得に伴う別段面積を適用して、農地を取得するものです。

以上、件数は4件、合計面積は2,686㎡、このうち田が2,538㎡、畑が148㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。去る2月8日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と久居総合支所の職員と私とで確認をさせていただきました。場所は _____バス停東約150mのところでございます。事務局の説明とおりでございまして、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。川合の件につきましては2月8日の日に、守山会長はじめ宮本委員、地元推進委員の立会いのもと、事務局も含めまして確認をさせていただきました。事務局からの説明どおりでございまして、何ら問題はないということで確認をさせていただいております。どうかよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。2月の8日の日に西森・中谷両委員と白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は _____さんのお宅であるお寺の裏側、国道の向こう側北側になります。受人はこの田んぼをずっと耕作しております。

たが、渡人からの要望で譲り受けることになりまして、そのまま耕作も続けられるようで何ら問題ないかと思しますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。4番お願いします。

結城委員 18番 結城です。竹原4番について説明をいたします。8日の日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。渡人は_____に住まいすることから管理が難しいと、譲渡したいということでございます。受人は渡人が住んでいた家の近くで畑が位置しております、古民家と共に買い受ける。空き家バンクの対象になっておりますので合意したということで、娘さんが古民家に入って管理に当たるといことですので、よろしく願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいのですが。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 いかがですか。よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町坊ヶ谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 442㎡ 外1筆、合計面積 1,023㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものですが、平成15年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町沓掛_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 236㎡。

これにつきましては、申請地を庭園とするものですが、平成8年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町井生八反切_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 142㎡。

これにつきましては、申請地を車庫用地とするものですが、昭和53年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,401㎡、このうち田が1,165㎡、畑が236㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。1番でございますが2月の8日午後、守山会長、部会長、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所につきましては_____の東約250mのところでございます、事務局説明のとおりでございます、何ら問題はないと考えます。

2番でございますが、これも2月の8日の午前、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員と久居総合支所の職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の東約500mのところでございます、事務局説明のとおりでございます、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 3番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。8日の日に守山会長と地元推進委員と事務局とで現地を確認してきたのですが、もうすでに何年も前から自分とこの敷地内において活用されていたようで、事後確認のようですが何も問題はなさそうですのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 いかがですか、よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 戸木町城山_____、台帳地目 山林、現況地目 畑、
面積 95㎡ 外1筆、合計面積 792㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により472.32㎡、設置率は、同様に一体的利用により、53.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 492㎡ 外1筆、合計面積 971㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を砂利置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺
平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 479㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、446.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の93.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外2名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 505㎡ 外2筆、合計面積 1,132㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 433㎡ 外1筆、合計面積 1,477㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 榊原、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡
人 _____、申請地 榊原町五間田_____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 179㎡ 外1筆、合計面積 1,021㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、358.56㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地

であり、保守点検時の作業・駐車スペースを確保することから、転用面積の35.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬字川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 548㎡ 外1筆、合計面積 1,083㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 家城、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南家城町田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 6.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号9、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町垣内袖ノ広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 806㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、273.84㎡、パネルの設置率は、南西側の山影の影響を避ける配置とすることから、転用面積の34.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南出西兵司_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,047㎡ 外1筆、合計面積 1,139㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川角原_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 59㎡ 外1筆、合計面積 191㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地及び駐車場用地とするものですが、昭和59年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は9,097.61㎡、このうち田が1,951.61㎡、畑が7,051㎡、その他が95㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る8日の日に現地確認をしてまいりました。諸戸部会長はじめ棕下委員と私と、地元推進委員で見てまいりました。場所は_____のすぐ東のところ、東側の土手から約50mのところ、これも何ら問題ないと思います。

2番ですけど、これも去る8日の日に先ほどの人らと見てまいりました。_____南約1kmのところ、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。3、4、5、6とお願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。3番でございますが、2月8日の午前、諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約200mのところ、ございまして、事務局の説明のとおりでございます、問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

4番でございますが、これも2月8日の午後、守山会長、諸戸部会長と地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約200mのところ、ございまして、事務局の説明のとおりでございます、問題はないと考えます。

5番でございますが、これも2月8日に午後、守山会長、諸戸部会長と地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約250mのところ、ございまして、事務局の説明のとおりでございます、問題はないと考えます。

6番でございますが、これも2月8日の午後、守山会長、諸戸部会長と地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____バス停北約100mのところ、ございまして、事務局の説明のとおりでございます、問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。7番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。8日の日午後、守山会長、諸戸部会長と事務局、地元推進委員と私と片岡委員の立会いで現地確認してきました。_____の近くです、何度か他の件で見に行っているようなところで、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。8番お願いします。

西森委員 17番 西森です。2月8日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員と行政書士、受人、白山総合支所の事務局職員というメンバーで立会いをさせていただきました。場所ですが_____から竹原方面へずっと登って行くと踏切がある。踏切から約100mのところになります。線路の真隣で、作業していると轢かれるのではないかというような狭い場所です。隣に家が建っておりまして、その家の方が受人で、住宅の関係で使われるのかと思っています。以上、何も問題はないところでしたので報告させていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。9番、10番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。2月の8日の日に地元推進委員、西森・中谷両委員と白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は国道165号線_____信号があります。その信号を山の方へ約50m入ったところになります。本当に狭いところでこんなところ、日が当たるのかなと思われるところですが、耕作するにはちょっと不便なところで、これも仕方がないというようなところで、何ら問題ないと思います。

10番ですけれども2月8日の日に守山会長、諸戸部会長、事務局と地元推進委員、西森・中谷両委員と白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は_____の東側約200mのところですか。これも太陽光発電ということで別に何ら問題はないようなところで、周りも雑種地というか、そのようなところですので何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。11番お願いします。

結城委員 18番 結城です。11番について説明をいたします。8日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は_____に移住をしております。下之川の中古住宅を買い受けたいと。これはずっと前に_____の件で行ったところで、_____です。駐車場にしたいということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 561㎡ 外1筆、合計面積 1,013㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.94㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.9%になります。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で1,013㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。2月の8日午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は国道165号線_____東約100mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないかと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願について でございます。

番号1 地区 久居、願出者 _____、申請地 久居小戸木町池端_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 595㎡。

これにつきましては、平成4年10月22日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに倉庫が建築されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2 地区 榊原、願出者 _____、申請地 榊原町丸ヶ_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 138㎡。

これにつきましては、平成4年10月22日に撮影された、国土地理院の航

空写真により、申請地はこの時すでに倉庫が建築されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は、いずれも畑で733㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る8日の日に現地確認をしてまいりました。諸戸部会長はじめ棕下委員と私と地元推進委員、事務局とで見てまいりました。場所は_____から南西の方向へ約1kmのところですか。田の真中ぐらい。そういうところですので何ら問題ないと思えます。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。これも2月の8日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで確認をさせていただきました。_____バス停東約50mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思えます。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で60,099㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,111㎡、契約件数は32件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で34,437㎡、契約件数は32件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22,030㎡、契約件数は11件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で3,667㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて120,233㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2,111㎡、合計契約件数は78件、合計面積は122,344㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区11件、一志地区で5件、白山地区6件、美杉地区1件で合計23件、合計面積は45,298㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で29.5%、面積で37.0%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、第2回 第2農地部会を閉会します。

午後2時38分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成31年2月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____